

役員会（第201回）

・日 時 2008年（平成20年）3月25日（火）13時15分～13時48分

・出席者 亀山学長、小林理事、宮崎理事、酒井理事
オブザーバー：金口副学長

・議事内容

審議事項

- 1．国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程の改正について
改正案のとおり承認し、平成20年4月1日付け施行することとした。
- 2．国立大学法人東京外国語大学職員育児休業等規程の改正について
改正案のとおり承認し、平成20年4月1日付け施行することとした。
- 3．国立大学法人東京外国語大学職員勤務評価実施規程の改正について
再検討することとした。
- 4．事務組織の見直しについて（規程の改正）
国立大学法人東京外国語大学事務組織規程、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程及び国立大学法人東京外国語大学学則の改正を改正案のとおり承認し、平成20年4月1日付け施行することとした。
- 5．田沢湖高原研修施設利用者準学内者の取扱いについて
国立大学法人東京外国語大学田沢湖高原研修施設使用細則の改正を改正案のとおり承認し、平成20年4月1日付け施行することとした。
- 6．会計業務に関する諸規程の改訂等について
事務の効率化を図ること及び単価等の見直しを行うため、旅費規程及び謝金に関する規程等の改定を行うことについて、その方針を承認した。
- 7．3研究所の平成20年度予算案について
平成20年度事業計画の基本的方向性を認め、具体的な検討は新年度に行うこととした。
- 8．国立大学法人東京外国語大学の商標登録に関する申合せ及び国立大学法人東京外国語大学の登録商標の使用に関する申合せの改正について
改正案のとおり承認し、本日付け施行することとした。
- 9．東京外国語大学ロゴの使用について
東京外国語大学生協同組合からの使用申請を承認した。
- 10．本郷サテライト平成20年度の賃貸について
NPO法人全国被害者支援ネットワークからの賃貸申請を承認した。

以上